

第3回古平町議会臨時会 第1号

令和6年12月23日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第48号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第49号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第50号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第52号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第53号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第5号）
- 10 議案第54号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第55号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第56号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第57号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第58号 令和6年度古平町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第59号 令和6年度古平町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9名）

議長10番 堀 清 君	1番 工 藤 澄 男 君
3番 中 村 光 広 君	4番 高 野 俊 和 君
5番 真 貝 政 昭 君	6番 梅 野 史 朗 君
7番 堀 澤 理 恵 君	8番 山 口 明 生 君
9番 佐 藤 未知時 君	

○欠席議員（1名）

2番 寶 福 勝 哉 君

○出席説明員

町 長 成 田 昭 彦 君

副町長	奥山	均君
総務課長	細川	正善君
企画課長	人見	正完君
町民課長	五十嵐	満美君
保健福祉課長	和泉	康子君
産業課長	本間	克昭君
産業課観光室長	岩戸	真二君
建設水道課長	高野	龍治君
会計管理者	関口	央昌君
町立診療所事務長	細川	央武君
幼児センター所長	三浦	卓也君
総務係長	松浦	卓亮君
財政係長	湯浅	学君

○出席事務局職員

事務局長	白岩	豊君
議事係長兼総務係長	瀬野尾	裕人君

開会 午前 9時57分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。

2番寶福議員につきましては、小樽市内の医療機関通院受診のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和6年第3回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番、工藤議員、3番、中村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日12月23日の1日間としたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12月23日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和6年度11月分例月出納検査結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第48号ないし日程第6 議案第50号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第48号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第6、議案第50号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案までは関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま一括で上程されました議案第48号から第50号について提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、令和6年度の人事院勧告に基づき、先日国家公務員給与法の一部改正が成立しましたので、それに基づき本町の条例を改正するものでございます。議案につきましては、議会議員の報酬が1ページから2ページ、特別職の給与が3ページから4ページ、教育長の給与が5ページから6ページでございます。この三本の改正条例案は全て同じ内容でございますので議会議員の議員報酬に関する条例を用いて説明させていただきます。

改正の内容を説明いたしますので、まずは横の説明資料の1ページをご覧ください。1として、関連条例改正の要旨を記載してございます。①一般職国家公務員の給与改定に準拠ということで、今回の改正につきましては全て国に準拠して改正してございます。国と同様の内容で改正してございます。②地方公務員法の趣旨に沿って同様に改定ということで、地方公務員は国家公務員を基準として条例で定めることとなっております。ですので、国に準拠して今回条例改正をご提案いたすものでございます。

1枚めくっていただき、2ページの中段をご覧ください。（2）として議会議員、特別職（町長・副町長・教育長）とそこに記載してございます。今回の改正内容としては、期末手当の改正でございます。年間4.5か月分を4.6か月分に見直すものでございます。その下に表が出ておりますが、今回の見直しにつきましては、二段階で見直しを行います。一段階目の見直しとしては、令和6年度の期末手当です。6月分を2.25か月、これは既に支給済でございます。ですので、12月分を2.35か月に見直すと。12月分につきましても、既に12月10日に期末手当を支給済でございますが、12月30日差額で支払う予定でございます。この2.25か月と2.35か月合わせて4.6か月への見直しです。二段階目の見直しとしては、令和7年度につきましては、6月・12月ともに2.3か月ずつに見直すというものでございます。

3ページご覧ください。議会議員の議員報酬を改正後と改正前で、左右で新旧対照表を掲載してございます。左側が改正後、そこに6月1日、12月1日それぞれ100分の230と記載してございます。要は2.3か月ずつ支給になるという意味でございます。同じく、5ページには特別職、7ページには教育長の条例の改正が同じ内容でございます。

それでは、議案に戻っていただき、2ページご覧ください。今ご説明した内容の改め文が2ページに掲載してございます。附則の第1項では、この一部改正条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日に遡り適用すると規定してございます。また、第2項では、令和6年の12月分だけ100分の230を100分の235で支給すると規定しております。これは、先程も説明したとおり、令和6年の6月分が100分の225で支給済のため、年間の支給率を100分の460、4.6か月分とするための措置でござ

ございます。議案4ページの特別職、6ページの教育長も同様の改正内容でございます。

また、改正内容につきましては、先日特別職報酬審議会へ報告し、この内容のとおり了承を得てございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第48号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第51号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案は7ページから20ページです。改正の概要をご説明いたしますので、まずは横の説明資料1ページ目をご覧ください。本件も、令和6年度の人事院勧告に基づき国家公務員給与法の改正が成立いたしましたので、それに基づく改正でございます。2の主な改正内容の（1）一般職という部分をご覧ください。一般職、正職員でございます。今回の改正につきましては、大きく分けて、給料、期末勤勉手当いわゆるボーナス、更には、各種手当の見直し改正を行うものでございます。

まず、令和6年4月1日施行ということで、4月1日に遡り改正するものが給料表と寒冷地手当でございます。給料表につきましては、民間の給与との格差2.76%、それを解消するために給料表、いわゆる俸給表を引き上げて改正するものでございます。平均の改定率といたしましては、全体で3%、1級から5級以上の各級の改定率はそこに書いてあるとおりでございます。更に、寒冷地手当につきましては、民間の同種の手当の支給額を踏まえて、月額11.3%を引き上げるものでございます。

次に、令和6年12月1日施行、更には令和7年4月1日施行として、期末勤勉手当の見直しを行います。こちら、先程の特別職と同じように二段階での見直しで4.5か月分を4.6か月分に見直すものでございます。第一段階の令和6年度の6月、支給済でございますが期末手当・勤勉手当それぞれ1.225か月分・1.025か月分、合わせて2.25か月分でございます。それに対して、12月分の期末手当1.275か月分、勤勉手当を1.075か月分、合わせて2.35か月分に見直すものでございます。先程もご説明いたしましたが、12月分につきましては、既に12月10日に支給済でございますので、この2.35か月分の差額につきましては、12月30日支払予定でございます。第二段階の見直しとしては、令和7年度については、期末・勤勉それぞれ6月・12月ともに2.3か月分ずつ見直すということでございます。

更に、令和7年4月1日の見直しとして、給料表と各種手当の見直しを行うこととなります。給料表につきましては、そこに記載してございますが人材確保のため係長以上の職員に対して、より

職責重視・役割に見合うように、給料表を令和7年の4月1日から見直しの予定でございます。更に、令和7年4月1日には、扶養手当の見直しも行います。配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円に引き上げる見直しでございます。こちらは、段階的に2年間かけて実施する予定でございます。1枚めくっていただいて、2ページ上段からです。各種手当の見直しの続きとして、地域手当・通勤手当・単身赴任手当・管理職員特別勤務手当・再任用された職員への手当をそれぞれ見直す予定でございます。

では、新旧対照表を使ってご説明いたしますので、9ページご覧ください。左側が改正後、右側が改正前です。9ページの上段、期末手当。これは、令和6年の期末手当の見直しでございます。第15条の2項に定年前再任用職員以外の職員、いわゆる一般職の正職員の部分で0.05か月分アップというふうに規定してございます。3項では、定年前再任用職員の見直し規定でございます。15条の4も令和6年度の勤勉手当について規定してございます。

9ページの一番下、1枚めくっていただいて10ページから17ページの中段まで別表1ということで、令和6年度に使用する給料表の見直しを掲載してございます。1級から6級までございますが、右に向かうに従って役職が上がっていく給料表でございます。

続いて17ページ、別表3下段です。こちらは寒冷地手当の見直しを記載してございます。

19ページにつきましては、先程ご説明した10ページから17ページの給料表の新旧対照表をそこに掲載してございます。

続いて、21ページご覧ください。扶養手当、第7条につきましては、第2項で配偶者に扶養手当を支給しない、第3項ではこの扶養手当は1万3,000円に引き上げるという旨を記載してございます。

第4項は、文言整理でございます。

第7条の2につきましては、廃止でございます。

続いて、23ページの第8条地域手当でございます。これまでの地域手当は7級地でございますが、見直しを行って都道府県単位とし、5級地へ変更するものでございます。第8条の2につきましては、住居手当でございます。内縁の妻も対象になるという対象の拡大と文言修正でございます。その下の通勤手当、第8条の3についても文言修正でございます。

1枚めくっていただいて、24ページ、単身赴任手当でございます。第8条の4でございますが、これは採用時から支給可能ということで拡大になってございます。

24ページの下段、管理職員特別勤務手当、13条の2の改正でございますが、平日深夜に係る支給時間帯が拡大になったと。これまでは深夜0時からでございましたが、先程訂正させていただいたとおり、午後10時から対象になるということでございます。

25ページ中段の期末手当につきましては、令和7年度の期末手当の支給率の改正でございます。同じく、その下の勤勉手当も令和7年の支給率の改正でございます。

1枚めくっていただいて、26ページ、寒冷地手当について記載されておりますが、定年前再任用職員に対しても寒冷地手当を支給するという追加でございます。

26ページの下段から34ページの中段にかけては、令和7年4月1日以降の職責を重視した新

たな給料表の改定でございます。

では、議案の8ページに戻ってください。今ご説明した内容の改め文が8ページから掲載してございます。重複になりますが、第1条では令和6年度の期末勤勉手当の支給割合の改正を規定してございます。一般職のうち、定年前再任用短時間職員以外は期末手当が100分の127.5、定年前は100分の71.25に改めると規定してございます。勤勉手当は定年前以外が100分の107.5、定年前は100分の51.25に改めると規定してございます。更に、8ページの下段から11ページの中段にかけては、別表1として令和6年度に使用する新しい給料表を規定してございます。11ページの中段からやや下段には、別表3といたしまして寒冷地手当の見直しを規定してございます。11ページの下段、第2条では、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・単身赴任手当など各種手当や、令和7年4月1日以降の職責を重視した給料表、更には、期末手当・勤勉手当の令和7年度の支給割合の改正を規定してございます。

16ページをご覧ください。16ページの附則の第1項では、この改正条例は公布の日から施行し、今説明した第2条については、令和7年4月1日から施行すると規定してございます。更に、附則の第2項では、新しい給料表は令和6年4月1日に遡り適用すると規定しており、第3項では、第1条で改正する期末勤勉手当の支給割合は令和6年12月1日から適用と規定してございます。附則の4項では、新しい制度が旧制度よりもプラス改定であるため、遡って適用、いわゆる遡及適用するため、新しい制度と旧制度との差額は支給する旨を規定してございます。附則第5項、第6項では、令和7年4月1日から新たに適用する給料表の運用について規定してございます。附則の第7項については、扶養手当の経過措置を、第8項及び第9項については、地域手当の経過措置を規定してございます。第10項については、単身赴任手当の経過措置を規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第52号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第52号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第52号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、21ページから28ページです。まずは、改正内容の説明をいたしますので、横の説明資料の2ページご覧ください。（3）会計年度任用職員でございます。会計年度任用職員の見直しにつきましては、二点ございまして、①が給料表でございます。会計年度任用職員につきましては、一般職の給料表の1級・2級の部分を用いておりますので、一般職の方の給与条例で1級・2級が改正になったため、会計年度の1級・2級の部分も同じように改正するというものでございます。②期末勤勉手当でございます。会計年度任用職員の条例では、令和6年度・令和7年度の支給につきまして、一般職と同様の支給率で支給すると規定してございますので、一般職が改定になったことに合わせて、同じように会計年度任用職員についても改正するものでございます。なお、期末勤勉手当につきましては、条例上の規定では一般職の例により支給するというふうに規定してございますので、支給率の引き上げに関する条例改正はないというものでございます。

では、議案の22ページに戻ってください。今ご説明した内容の改め文が22ページからでございます。ここでは、今説明したように一般職の給料表の1級・2級と同様に改正するよう規定してございます。

更に、28ページご覧ください。28ページの附則では、この改正条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用すると規定してございます。2項につきましては、差額も支給するという旨を規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第53号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第53号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第53号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明をいたします。

議案の29ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から1,457万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億288万7,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。なお、議案を1枚めくっていただいて、30、31ページが歳入、更に、1枚めくっていただいて、32、33ページが歳出でございます。以上が、今回の補正で地方自治法上で定められた議会の議決事項でございます。

それでは、第1表の具体的な内容をご説明いたしますので、別冊の議案第53号をご覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは、4ページ、5ページをお開きください。今回の補正につきましては、先程からの人勧絡みの人件費等の補正でございます。

まず、1款議会費、1項議会費、既定の予算に20万6,000円を追加し、4,221万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、期末手当でございます。4.5か月分から4.6か月分に見直した内容でございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算から303万6,000円を減額し、7億6,712万9,000円とするものでございます。内容といたしましては、27節職員給与費等繰出金(国保会計)、これは国保会計の人件費の整理分です。人事異動に伴う分・人勧を反映させて、297万1,000円の減でございます。その下の、事務費繰出金(職員給与費等)につきましては、後期高齢者会計1人分の整理分でございます。その下の、介護保険サービス事業特別会計繰出金につきましては、介護会計のいわゆる介護医療院の正職・会計年度職員の人件費の整理分でございます。その下、14目の高齢者保健事業費に対応する部分につきましては、会計年度1人分の人件費の整理でございます。6月の第2回定例会で補正をさせていただきました保健介護一体的実施推進事業で、管理栄養士の方1名採用してございます。その人の整理補正でございます。

続きまして、同じく3款民生費、2項児童福祉費でございます。既定の予算に320万1,000円を追加し、8,280万円とするものでございます。こちらは、こどもホーム、第三の居場所の会計年度任用職員4人分の整理でございます。なお、こちらにつきましては、報酬の中に期末勤勉手当も含まれてございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算から5万4,000円を減額し、1億2,180万3,000円とするものでございます。内容としては、診療所会計への繰出金でございますが、診療所の正職員・会計年度職員・人勧を含めた人件費の整理でございます。

続いて、7款土木費、4項都市計画費、既定の予算に22万2,000円を追加し、1億6,292万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、下水道会計の職員の人事異動・人勧分を反映

させたものでございます。

続いて、1枚めくっていただいて、6ページ、8款消防費、1項消防費、既定の予算に475万4,000円を追加し、2億425万3,000円とするものです。内容としては、北後志消防組合への負担金でございますが、消防職員の人件費の整理分でございます。

続いて、13款職員給与費、1項職員給与費、既定の予算から1,987万1,000円を減額し、5億5,584万9,000円とするものでございます。こちらの内容につきましては、一般会計で計上している特別職・正職員・会計年度職員の人件費の整理でございます。人事院勧告はプラス改定でございますが、今回の補正ではマイナスの補正となっております。こちらにつきましては、当初予算で採用を予定していた4人の職員、実際には採用できませんでしたので、その4人分を減額し人勧分を反映させた結果、マイナスでの補正となったところでございます。

2ページ、3ページに戻ってください。歳入です。17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算から1,450万円を減額し、2億5,852万7,000円とするものでございます。内容としては、財政調整基金の繰入金の金額でございます。今回の補正での財源調整額でございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算から7万8,000円を減額し、6,274万2,000円とするものでございます。その他収入7万8,000円の減、今回の補正での端数調整額でございます。

以上で一般会計の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 補正予算説明書を見てください。ページ数は20ページと21ページです。一番下の方の初任給の欄ですけれども、古平町の場合は一般行政職・税務職・教育職、高卒・大卒とも皆一律です。医療職だけ大学卒でちょっと違いますけれども、国の制度が右側の方に書かれています。一般行政職を一番低くして右肩上がりで数字が並べられています。古平の場合、記憶では小泉内閣時代なのか行革がされていたと思うのです。その時に給料表は国に倣っているのに、こういう形で古平独自に下げられたという経過がその時に起こったのではないかというふうに記憶しているのですけれども、そのとおりかどうかということと、今は財政的に当時と違って順調に進んでいるというふうに見ています。右側の方に戻すというようなことも考えられるのですけれども、その辺りちょっと説明できますか。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員ご質問にお答えします。

小泉内閣の時に下げられたのかということですが、そうではございません。古平町は昔から職員は全て一般行政職で使っております。国で言っているところの税務職員とうちの税務課の職員ではちょっと内容が違いますので、うちは一般行政職を使ってやっております、当時の小泉内閣の時に下げたというようなことはございません。当時やったのは、給料表から一律10%削減というような感じでやった削減でございます。

○5番（真貝政昭君） 一律にいくら下げたというのは、小泉内閣と言いましたけれども平成でいくと平成十五、六年前後位かなというふうに記憶しているのだけれども、そうなのかどうかということですか。

それと、古平町独自というのであれば他町村は実際どうなのかということなのではございますけれども、国のこういう基準表に基づいてやっているのではないかとこのように想定しているのではございませぬ、どうですか。

○総務課長（細川正善君） まず、最初の独自削減の方ですが、はっきりした年数はもう十五、十六年前なので私も覚えていませんが、最初、確か平成十七年、それこそ小泉内閣での時の三位一体改革、交付税が減ったということで、行革の一環として、まずは2%、その後10%というような感じで平成十七年が2%、平成十八年から10%削減したというふうに記憶してございます。給与のところを独自に下げたのではないかとこのことですが、他の町村も一般行政職で運用していると記憶してございます。

○5番（真貝政昭君） 平成十七、八年当時の行革ですよね。職員の給料カットも行われましたけれども、その後の民主党政権になって古平町の財政担当のシミュレーションがガラッと変わったのです。基準が代わって、古平町の財政計画にはプラスに働いて、見通しがかなり深刻だったのが好転したという説明が町側からされています。ですから、他の町村どうのこうのというよりも、こういう基準表があるのですから、これに基づいた形に戻すべきだということに私は考えています。どうですか。

○総務課長（細川正善君） 確認の意味でご説明させていただきます。独自削減は確かに平成十七、八年にやりましたが、既に復活して国と同じように運用してございますので、今は独自削減等はやってございません。平成二十…八年か九年、失礼しました。今はっきり年代は分かりませんが、今は独自削減はやっていなくて全て国に準拠してございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第54号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第54号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第54号 令和6年度古平町国民健康保

険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,272万7,000円とするものでございます。

歳出の方からご説明いたします。説明書32ページ、33ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、既定の予算から297万1,000円を減額し、予算額1億2,048万3,000円とするものでございます。内容は、給与改定による人件費全体の増額を含みますが、大きくは職員の人事異動によるもので、4級の職員から3級の職員へ変わったことにより減額となっております。

続きまして、歳入、1ページ戻りまして、30ページ、31ページをお開きください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算から297万1,000円を減額し、予算額を4,433万4,000円とするものでございます。こちらは、歳出の職員給与費が減額となったことにより繰入金を同額減額いたします。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第55号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第55号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第55号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,448万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。説明書46ページ、47ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、既定の予算に17万7,000円を増額し、予算額を715万4,000円とするもので、給与改定分の増額及び退職手当組合の負担率が減となったことによる調整です。

続きまして、1 ページ戻りまして、歳入です。44ページ、45ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、既定の予算に17万7,000円を増額し、3,074万9,000円とするものでございます。こちらは、歳出で説明いたしました人件費の増額により職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

以上で議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第55号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第56号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第56号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第56号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案47ページをお開きください。歳入歳出の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億6,951万9,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」を48ページから51ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料58ページ、59ページをお開きください。

1 款サービス事業費、3 項施設サービス事業費、既定の予算から48万1,000円を減額し、1億2,743万8,000円とするものでございます。こちらにつきましては、給与改定や当初予算編成後からの職員の退職などにより人件費を整理いたしまして、こちらに記載されているように金額を計上し直した

ところでございます。1節報酬及び4節共済費、会計年度任用職員社会保険料の増額につきましては、フルタイム会計年度任用職員退職に伴う補充をパートタイム会計年度任用職員により行ったこと、雇用要件の変更が主な理由でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。56ページ、57ページをお開きください。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、既定の予算から48万1,000円を減額し、8,193万3,000円とするもので、歳出予算の減額分と同額を減額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第57号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第57号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長（細川武彦君） ただいま上程されました議案第57号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案53ページをお開きください。歳入歳出の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億696万5,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」を54ページから57ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料74ページ、75ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、既定の予算から5万4,000円を減額し、9,148万9,000円とするものでございます。こちらにつきましては、給与改定や当初予算編成後からの会計年度任用職員の減などにより人件費を整理いたしまして、こちらに記載されているように金額を計上し直したところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。72ページ、73ページをお開きください。

4款繰入金、1項繰入金、既定の予算から5万4,000円を減額し、6,690万6,000円とするもので、歳出予算の減額分と同額を減額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第58号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第58号 令和6年度古平町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第58号 令和6年度古平町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

別冊の議案第58号1ページをご覧ください。本件は、収益的支出の補正及びそれに伴う関連経費の補正でございます。議案の第2条から朗読して説明といたします。収益的支出、第2条、令和6年度古平町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款事業費用、既決予定額1億8,257万4,000円、補正予定額47万6,000円、計1億8,305万円。第1項営業費用、既決予定額1億6,953万5,000円、補正予定額47万6,000円、

計1億7,001万1,000円。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(1)職員給与費、既決予定額1,233万8,000円、補正予定額47万6,000円、計1,281万4,000円。

次に、補正の明細をご説明いたします。10ページをお開きください。

収益的支出、1款1項営業費用、補正予定額47万6,000円の増額でございます。補正の理由につきましては、一般会計と同じく給与条例の改正により生じた人件費の補正が主なものとなっております。

引き続き、予定キャッシュ・フロー計算書をご説明します。戻っていただきまして、5ページをお開きください。このページにつきましては、補正後の計算結果のみをご説明したいと思います。補正後の計算結果は、このページの最終行、資金期末残高で1億7,961万9,000円となり、前回の補正から41万3,000円減少する結果となっております。

次に、貸借対照表をご説明します。8ページをお開きください。このページにつきましても、補正後の計算結果のみをご説明したいと思います。補正後の計算結果は、2の最終行、資産合計、中段の二重線のところと、一番下の7の最終行、負債資本合計、二重線のところ、ともに11億9,869万4,000円強となりまして、前回の補正から41万3,000円減少する結果となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号 令和6年度古平町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第59号

○議長(堀 清君) 日程第15、議案第59号 令和6年度古平町公共下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第59号 令和6年度古平町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

別冊の議案第59号11ページをご覧ください。先程の簡易水道の議案の11ページになります。

本件は、収益的収入及び支出の補正並びにそれに伴う関連経費の補正でございます。議案の第2条から朗読して説明いたします。収益的収入及び支出、第2条、令和6年度古平町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款事業収益、既決予定額1億8,965万2,000円、補正予定額22万2,000円、計1億8,987万4,000円。第2項営業外収益、既決予定額1億5,819万4,000円、補正予定額22万2,000円、計1億5,841万6,000円。支出、第1款事業費用、既決予定額1億8,402万6,000円、補正予定額24万8,000円、計1億8,427万4,000円。第1項営業費用、既決予定額1億6,870万2,000円、補正予定額24万8,000円、計1億6,895万円。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条、予算第8条に定めた経費を次のとおり補正する。（1）職員給与費、議決予定額1,643万4,000円、補正予定額24万8,000円、計1,668万2,000円。

次に、この補正の明細をご説明いたします。20ページをお開きください。

収益的収入、1款2項営業外収益、補正予定額22万2,000円の増額でございます。補正の理由につきましては、収益的支出の増額に伴い一般会計負担金が増額となっているものでございます。

次に、収益的支出、1款1項営業費用、補正予定額24万8,000円の増額でございます。補正理由につきましては、簡易水道と説明が同じになりますけれども、一般会計の給与条例の改正により生じた人件費の補正が主なものとなっております。

次に、予定キャッシュ・フロー計算書をご説明します。15ページをお開きください。

このページにつきましては、補正後の計算結果のみをご説明いたします。補正後の計算結果につきましては、最終行、資金期末残高で1,164万4,000円となり、当初から8万4,000円増の結果となっております。

次に、予定貸借対照表をご説明します。18ページをお開きください。

ここにつきましても、補正後の計算結果のみをご説明いたします。補正後の計算結果は、2の最終行、資産合計、中段の二重線でございます。それと7の最終行、負債資本合計、ここも二重線のところでございまして、ともに30億1,310万2,000円強となりまして、当初から8万4,000円増となる結果となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 20ページです。上段の方になりますけれども、一般会計が負担した改善命令というのはどういう内容だったのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） これは、下水道の管理係職員1名分の給料の2分の1を一般会計が負担するというルールになってございます。ルール上、改善命令というような名称になっておりますけれども、実質的には水洗化の普及とかそういったものに携わっている職員1名分の給料の2分の1を負担するといったことになっております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第59号 令和6年度古平町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和6年第3回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時34分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員